

9 入学考査料及び授業料等について

(1) 入学考査料・入学料・授業料

(平成28年4月1日現在)

区 分	入学考査料	入 学 料	授 業 料 (注1) (通信制課程は通信教育受講料)		
			年 額	納入回数	1回の納入額
全 日 制 課 程	2,200 円	5,650 円	118,800 円	2 回 (注2)	第1回： 年額の3/12 第2回： 年額の9/12
定 時 制 課 程	950 円	2,100 円	32,400 円		
定 時 制 課 程 (単 位 制)	950 円	2,100 円	1 単位当たり 1,740 円 ×履修単位数		
通 信 制 課 程	950 円	500 円	1 単位当たり 336 円 ×履修単位数		

(注1) 平成26年度入学生から、**高等学校等就学支援金制度**が導入されました。就学支援金制度とは、区市町村民税所得割額が30万4200円未満の世帯の生徒が申請を行い、受給認定されることにより、その生徒の授業料等に充てるものとして学校に就学支援金を支給する制度です。返済の必要はありません。

ただし、既に高校を卒業したことがある方及び修業年限(全日制36か月、定時制48か月)を超えて在学している方については、就学支援金の対象者とならないため、原則として授業料を徴収します。詳細については、以下にお問い合わせください。

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 電話 03(5320)7862(直通)

(注2) 授業料の納入回数は2回ですが、分割払いとすることも可能です。

* **入学料及び授業料の納入が経済的に困難な家庭については、免除又は2分の1に減額する制度があります。**詳細は入学が決定した際に、入学予定の学校にお問い合わせください。

(2) 奨学のための給付金について

高校では、入学料及び授業料とは別に、学校ごとに決定した修学旅行等積立金、生徒会費、定時制の給食費等の学校徴収金の徴収があります。

平成26年度入学生から、授業料・通信教育受講料以外の教育に必要な経費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、生徒会費等)の負担を軽減するため、高校生等が生活保護受給世帯又は区市町村民税所得割額非課税世帯を対象に奨学給付金の認定を受けた方に給付金を支給しています。返済の必要はありません。

世 帯 区 分	課 程 等		給付額(年額)
生活保護受給世帯	全日制課程		32,300円
	定時制課程		
	通信制課程		
区市町村民税所得割額 非課税世帯	全日制課程	第1子	59,500円
	定時制課程		
	全日制課程	第2子以降(15歳以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹又は高校生 等である兄弟姉妹がいる方)	129,700円
	定時制課程		
	通信制課程		36,500円

支給対象者は、次のアからウまでの条件の全てに該当する方となります。

- ア 高等学校等就学支援金の受給資格を持っている方
- イ 生活保護受給世帯又は区市町村民税所得割額非課税世帯の方
- ウ 保護者が都内に居住している方

詳細については、以下にお問い合わせください。

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 電話 03(5320)7862(直通)